

岩手県告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第532号）で公示した公共測量を終了した旨野田村長から次のとおり通知があった。

平成29年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 九戸郡野田村第19地割ほか（久慈都市計画城内地区津波復興土地区画整理事業地内）
- 2 実施した期間 平成28年5月26日から平成29年3月17日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）